

平成 26 年度末校園長等人事異動方針（案）

大阪府教育行政基本条例及び大阪府立学校活性化条例に基づき、大阪府教育振興基本計画を推進し、教育の振興を図るため、教育委員会は、以下のとおり基本方針を定め、平成26年度末校園長等人事異動を行う。

【基本方針】

1. 学校園運営において校園長・教頭その他の管理職（以下、「校園長等」という。）の果たす中心的役割にかんがみ、校園長等の人事異動は、学校園運営の活性化及び教育活動の充実に資するとともに、校園長等の意欲と資質を高め、持てる力を最大限引き出すことを目的として行う。
2. 校園長等の人事異動に当たっては、校園長等がその権限と責任を全うし、各学校園・地域の実情に応じて適切な学校園運営及び教育活動を進めることができるよう、校園長等の能力・適性及び実績を重視するものとする。
3. 学校園運営及び教育活動の全市的均衡及び適正化を考慮するとともに、地域の実情に精通している区担当理事の校園長に対する意見を参考にしながら人事異動を行う。
4. 特に、課題を有する学校園については、課題解決に向けた意欲や能力のある校園長等を積極的に配置する。
5. 特に、教頭については、広く優秀な人材の確保と育成に努める。